

平成21年9月11日
株式会社日本政策金融公庫

平成21年8月8日から同月11日までの間の豪雨及び暴風雨（平成21年台風第9号）による災害により被害を受けた中小企業のみなさまへの特別措置の実施について

- 株式会社日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、本日の閣議決定に基づき、標記の災害により特に著しい被害を受けた中小企業のみなさまに対し、次のとおり特別措置（災害復旧貸付の利率の引下げ）を実施します。
- 特別措置の内容

対象者	次表に掲げる区域内に事業所を有する中小企業および中小企業団体（事業協同組合等）で、事業所または主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を町長等から受けた方 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 兵庫県佐用郡佐用町 </div>
具体的内容	①利率 融資後3年間、「災害復旧貸付」の利率から0.9%を基本として引下げ <融資期間5年の場合（平成21年9月11日現在）> 国民生活事業：1.30%（融資後4年目以降は、各融資制度に定められた利率） 中小企業事業：0.95%（融資後4年目以降は、基準利率） ②利率適用の限度額（「災害復旧貸付」の融資限度額の内枠） 1,000万円（中小企業団体（事業協同組合等）の場合は3,000万円） ③利率の適用期間 平成21年8月9日（※）から平成22年3月14日までに「災害復旧貸付」を受ける方について融資後3年間 （※）既に災害復旧貸付を受けた方についても融資実行日まで遡って適用されます。

- なお、農林漁業者のみなさまに対しては、「農林漁業セーフティネット資金」を取扱っています。

<参考> 融資制度の概要

	国民生活事業	中小企業事業	農林水産事業
制 度 名	災害復旧貸付		農林漁業セーフティネット資金
融 資 限 度 額	3千万円（※）	1億5千万円（別枠）	【一般】300万円 【特認】年間経営費等の3/12以内
融資期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）		10年以内（3年以内）

（※）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。